

学 則

(1) 法人等の名称、本店所在地、代表者の氏名及び研修実施主体の名称及び所在地	法人等の名称、本店所在地、代表者の氏名 株式会社ベネッセスタイルケア 代表取締役 滝山 真也 〒163-0905 東京都新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリスビル 5 階 研修実施主体の名称及び所在地 ベネッセスタイルケア大宮研修会場 〒330-0852 埼玉県さいたま市北区大成町 4-2 1 0
(2) 研修事業の名称	ベネッセ介護職員初任者研修（通信）
(3) 研修の種類	介護職員初任者研修
(4) 指定番号 （埼玉県から指定の通知を受けた番号を学則に必ず記載するものとする）	東中福第 1246 号
(5) 研修課程（通学または通信）	介護職員初任者研修課程 （ 通学 ・ <u>通信</u> ）
(6) 講義・演習室名及び住所	・大宮研修会場 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4-213 AXIS 桜木町ビル 2 階 202 号室 ・川口研修会場 埼玉県川口市本町 4-1-8 川口センタービル 4 階
(7) 演習及び実習施設一覧	なし
(8) 講師一覧	別紙 3 講師一覧のとおり
(9) 使用テキスト一覧	㈱日本医療企画『介護職員初任者研修課程テキスト』令和 3 年発行
(10) 受講資格	(1) 介護職員として介護サービスに従事しようとする方、または従事している方。 (2) ご家族の為に、研修を必要とされる方。 (3) 株式会社ベネッセスタイルケアに就業予定で、研修を必要とする方 (4) 日本語の読み書き、聞き取りに問題なく授業を受けられる方（テキスト、授業、筆記試験は日本語） (5) 16 歳以上で、講義（演習を含む）全ての課程を自分ひとりの力で受講・遂行することが可能な方（ただし、母性保護のため、妊娠しているものは除く）
(11) 広報の方法	・開講日の 4 ヶ月前より募集開始し、自社ホームページに募集広告を掲載する。 ・資料請求者に募集広告を同封する
(12) 情報開示の方法 （ホームページアドレス等）	当社ホームページ（ https://shikaku.benesse-style-care.co.jp ）において開示する内容は、以下のとおりとする。 (1) 研修機関情報 法人格、法人名称、住所、電話番号、代表者名、事業所の名称、事業所の住所、理念、学則、研修施設、設備、在籍講師数 (2) 研修事業情報 研修の概要（対象、研修スケジュール、定員、研修受講手続、費用、留意事項、特徴）、科目別シラバス（科目別学習計画）、通学講習の科目及び時間、通学講習の指導体制・指導方法、修了評価（評価方法、評価者、再履修の基準）、講師情報（名前、略歴、現職、資格）、実績情報（過去の研修実績、過去の研修参加人数）、連絡先等（申し込み先、資料請求先、苦情対応部署の連絡先）

(13) 受講手続き方法 (応募者多数の場合の対応方法を含む)	・ 自社ホームページもしくはフリーダイヤルにアクセスして申し込んで頂き手続きを行う。 ・ 受講希望者に受講案内を送付する。 ・ 応募者多数の場合は申込手続きの先着順とする。 ・ 本人確認は研修初日に公的証明書等を原本確認して行う。
(14) 受講料及び支払い方法 (受講料はテキスト代、消費税等を含めた総額を記載)	60,720円 (内訳) ・ 受講料 54,120円 ・ テキスト代 6,600円 (金額は全て税込み)
(15) 解約条件及び返金の有無	受講者からの解約は次のとおりとする。 (1) 受講料のお支払い書類を受領した日から起算して8日間を経過する日までは、キャンセルをする旨を書面にて当社に連絡することにより、無条件で契約を解約することができる。 (2) (1)の期間後、解約の希望がある場合は受講者本人より当社にその旨を電話にて連絡する。 ・ 受講開始前キャンセル：キャンセル料なし全額返金。返金振込手数料は受講生(申込者)負担とする。 ・ 受講開始後キャンセル：返金を行わない。 (3) 応募者が定員に対し少ない場合は、開講を中止する場合がある。 振込手数料を弊社負担とし納入された受講料全額を返金する。 ただし、当社開催の別講座を受講する場合は、その受講料へ充当することも認める。
(16) 受講者の個人情報の取扱い	お預かりした個人情報は、お申し込みいただいた資料送付、本講座に関するご案内、本講座の受講に関連する諸業務のほか、弊社およびその関連会社の事業における人財募集に関するご案内、研修、セミナー、資格講座などのご案内の送付等、およびサービスや業務の維持・改善のための基礎資料に利用することがあります。なお、修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項第2号イの規定により県に提出します。 個人情報の開示・訂正・利用停止等をご希望の場合には、下記「資格講座受付窓口」までご連絡ください。私どもはお預かりした個人情報を大切にお取り扱いさせていただきます。 資格講座受付窓口 フリーダイヤル 0120-922-711 (受付時間 10:00～18:30、土・日・祝含む) ※年末年始を除く
(17) 研修修了の認定方法 (介護技術習得度合や修了評価の評価方法や通信添削課題の合格基準等を含む)	(1) 技術演習における習得度評価は、[こころとからだのしくみと生活支援技術]各演習時間内で技術習得度の評価を行う。チェックリストにより A～D の4区分で評価を行い、A～C の者を一定レベルに達している者とする。 (評価区分)：[評価基準] A: 根拠を理解し基本の介助が適切にできる B: 根拠を理解し基本の介助が概ねできる C: 根拠と基本の介助が確認しながら概ねできる D: 根拠の理解・基本の介助が不十分である ※Dについては再評価を行う (2) 全科目の修了時に、1時間の筆記試験による修了評価を実施する。次の評価基準によりC以上を評価基準を満たしたものとして認定する。 A評価：90点以上 B評価：80点以上～89点以下 C評価：75点以上～79点以下 D評価：75点未満 (3) 通学のカリキュラムを全て出席し、通信添削課題が認定基準を超えており、上記(1)及び(2)において認定基準を超えており、受講料等が完納されている者を修了者と認める。

	・添削指導の認定基準は、理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分で評価し、C以上が基準を満たしたものとして認定する。 A評価：90点以上 B評価：80点以上～89点以下 C評価：70点以上～79点以下 D評価：70点未満 - 基準に満たなかった者については、基準に達するまで課題の再提出を求め、再評価する。 ・面接指導は添削指導を行った後、当該科目の通学授業の際に通信学習課題の解説や質疑応答を行う。 ・受講者が自宅学習中に質疑が発生した場合は「質問シート」を郵送またはFAXにて当事業者へ送付する。「質問シート」は担当講師による回答を記入後、質問者へ郵送により返送する。 (技術演習評価で一定レベルに達していない時の取り扱い) 補講のうえ、再評価を実施する。補講にかかる受講料については無料とする。 (修了試験で一定レベルに達していない時の取り扱い) 補講の上、再評価を実施する。補講にかかる受講料については無料とする。
(18) 補講の方法及び取扱い	・研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該項目を履修したものとみなす。 ・補講にかかる受講料については無料とする。 ・補講の実施は原則として当社において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。 ・原則として、補講できる単位は「科目」であるが、当社で補講を実施する場合は「項目」ごとに、他の事業者で実施する場合で「項目」の内容（実施方法含む）及び時間数が同一の場合は、「項目」ごとに補講できるものとする。
(19) 受講中の事故等についての対応	研修実施会場の担当者と連携し、事故が生じた場合には迅速に対応する。 連絡先：03-6836-1123
(20) 研修担当者名及び連絡先	研修担当者：多賀 ゆきの 連絡先：03-6836-1123
(21) 苦情相談担当者及び連絡先	苦情相談担当者：多賀 ゆきの 連絡先：03-6836-1123
(22) 研修責任者名及びその役職	研修責任者：上原 えり子 役職：介護学修推進部部长
(23) 一部委託先がある場合は委託先の名称	なし
(24) その他特記する必要があること（求職者支援制度の利用など）	次に該当する者は、受講の取消し若しくは除籍とすることができる。受講料の返金は原則行わない。 (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。 (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。 (3) 受講者自ら受講継続の意思の無いことを申し出た者。 (4) 埼玉県介護職員初任者研修事業指定要綱 第7(補講関係)1 に規定する履修期間(8ヶ月以内。ただし、病気等やむを得ない理由による場合は1年6ヶ月以内)を過ぎた者。 (5) 教材受け取り後10日以内に受講料の支払いがなく、今後も支払い意思

(2022/4/1～適用)

	または支払い能力がないと判断される者。ただし、(1)と(2)に関しては、双方(受講者と当社)の意思を確認の上決定する。
--	---